

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

いのちの循環を大切にした、住み良さ日本一のまち・由布市づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

大分県、由布市

3. 地域再生計画の範囲

由布市の全域

4. 地域再生計画の目標

由布市は、平成 17 年 10 月 1 日、挾間町、庄内町、湯布院町の 3 町による新設合併が実現して誕生した東西 24.7 k m、南北 23.4 k m にわたる、面積 319.16km²、人口 35,393 人(平成 17 年度国勢調査人口)の市である。大分県のほぼ中央に位置し、北は宇佐市など南は竹田市、東は大分市、西は玖珠郡に接している。北部から南西部にかけては由布岳や黒岳など 1,000 m 級の山々が連なり、由布岳の麓には標高約 450 m の由布院盆地が形成されている。これらの山々を源とする河川が大分川を形成し東西に流れ、大分市を経て別府湾へと注いでいる。また、中央部から東部にかけては、山麓地帯と大分川からの河岸段丘が広がっており、大分川の流域を中心に町並みが形成されている。阿蘇くじゅう国立公園の指定を受けている北西部地域は、長崎・熊本・大分を結ぶ九州観光ルートに位置し、原生林や湖沼湿原等、多様な景観を誇っている。

また、産業については、旧 3 町ともかつては農林業が基幹産業であったが、近年は、年間 400 万人が訪れ日本を代表する観光地となった湯布院地域の観光産業や、県都大分市のベットタウンとして開発が進み、大型商業施設等の進出による発展著しい挾間地域の商工業など多様化している。

このような中で、本市では、「融和」「協働」「発展」をまちづくりの理念として掲げ、自然との共生の中で、住んでいる人も訪れる人も「経済と暮らしと生産の循環を大切にす」和みのふるさとを目指して新たなまちづくりをスタートしたところである。

しかし、市内の道路網についてみると、東西に横断する国道 210 号や北

西部の九州横断自動車道（大分道）、また県道では別府一の宮線（やまなみハイウェイ）、庄内久住線、別府挾間線等の主要道路の整備は図られているものの、各集落との接続については、幅員3m程度の路線も数多くあり、地域における交通の円滑化には支障をきたしている。

そこで、市道、林道の一体的な道路整備を進めることが、農林業の再活性化や市民生活における利便性の向上、住民間及び観光客との交流を促進する上で大変重要となっている。また、国道や県道へのアクセスを円滑にすることで、地場産品の生産から流通までの効率化が進むとともに、庄内地域の農林産物、挾間地域の商工業生産品等、生産と消費の市内循環が図られ、湯布院地域の観光消費と相まって、地産地消を大いに推進することが可能となる。

以上のように、本計画に掲げる道路整備事業などを実施することにより、由布市内での産業の循環を促進し『住み良さ日本一のまちづくり』を目指して、地域の再生を図る。

（目標1）農林業の振興及び森林生産性の向上

- ・森林の維持管理（間伐等）面積の（3%）増加
- ・合理的な林業経営による離林業従事者の抑止

（目標2）林道と市道整備による地域間の時間短縮及び新たな観光景勝地の創出

- ・基幹林道と市道を併せて整備することによる湯布院地域と挾間地域のアクセス時間の短縮（5分）
- ・新たな観光景勝地（城ヶ岳）の創出

（目標3）観光資源の連結による回遊観光客の増加

- ・観光ルートのネットワーク化による年間観光客の増加（年間観光客5%増）

5. 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

由布市北部地域の旧3町を連絡する幹線道路として、林道大分中部線、市道小野屋櫟木線、市道時松中央線を一体的に整備することにより、森林生産性の向上、地域産業の振興を図る。さらに、旧挾間町から別府市西部地域に繋がる市道向原別府線を併せて整備することにより、由布山麓に広がる観光

資源（城島高原、志高湖等）との連携を図り、広域的な観光ルートを構築する。また、国県道を含めた効率的な道路網のネットワーク化により地域間のアクセス時間の短縮を図る。

（５－２）法第五章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市道小野屋榎木線	道路法に規定する市道に昭和５８年３月２８日に認定済み
市道時松中央線	道路法に規定する市道に昭和６１年９月２６日に認定済み
市道向原別府線	道路法に規定する市道に昭和５８年３月１５日に認定済み
林道大分中部線	森林法による大分中部地域森林計画に、平成４年４月１日路線を記載

[施設の種類の（事業区域）、事業主体]

- ・市道（由布市） 由布市
- ・林道（由布市） 由布市

[事業期間]

- ・市道（平成１９年度～平成２３年度）
- ・林道（平成２０年度～平成２３年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 ２．５２ｋｍ、林道 ５．０ｋｍ
- ・総事業費 １，１７０，０００千円（うち交付金５８５，０００千円）
（内訳）市道 １，０５０，０００千円（うち交付金５２５，０００千円）
林道 １２０，０００千円（うち交付金 ６０，０００千円）

（５－３）その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、『いのちの循環を大切にしたい住み良さ日本一のまち・由布市づくり』を達成するために、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①「くらしのみちゾーン」事業

湯布院町温湯地区を「くらしのみちゾーン」に登録を行い、交通渋滞の緩和、道路空間の景観整備、安全回遊の歩道整備を行う。

②地域活力基盤創造交付金事業

(平成20年度までは地方道路整備臨時交付金事業(市道向原別府線))
挾間地域と別府市を繋ぐ環状的な役割を担う路線で挾間地域中心部の渋滞の緩和と都市開発を促すバイパス路線の整備を行う。

③農免農道整備事業

JR久大線に隔てられた県道別府庄内線と国道210号を繋ぐ、無幹線道地帯のバイパス路線の整備を行う。

④ラグビー場新設事業

多目的グラウンドとしての機能を有したラグビー場を建設し、市民の健康増進並びにコミュニティの場として活用する。

⑤地産地消農業の推進

生産者の顔の見える農林産物の流通を推進するため、道の駅や里の駅等とタイアップして、小規模生産者と消費者の交流の場を設け、販路拡大を図る。

⑥滞在型・循環型観光の推進

観光協会や旅行団体と連携を図り、情報提供等の広報活動を行うとともに、農林業生産者団体による民泊やホームステイ等の推進に取り組み、滞在型・循環型観光の推進に努める。

⑦地域イベントを活用した観光開発

地域にある固有の伝統文化、特色ある祭り・イベントなどの情報を広くPRし、観光や地域振興に結びつける。

⑧構造改革特区(濁酒製造)を活用した産業振興

地産原料による濁酒の製造・販売、濁酒を使用したオリジナル商品の開発など、構造改革特区を活用した産業振興を図る。

6. 計画期間

平成19年度～平成23年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、由布市の関係部局において毎年必要な調査を行い状況を把握し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし